

託送料金制度（レベニューキャップ制度）の 検討状況について

2020年8月24日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

託送料金制度（レベニューキャップ制度）の 詳細設計について

第1回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2020年7月30日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

はじめに

- 今般、電気事業法が改正され、欧州の制度も参考に、必要なネットワーク投資の確保と国民負担の抑制を両立させるため、一般送配電事業者が、一定期間ごとに、収入上限（レベニューキャップ）を算定し承認を受ける新しい託送料金制度を導入することとなった。
- 今後、その詳細設計をする必要があるところ、資源エネルギー庁の審議会において、電力・ガス取引監視等委員会と資源エネルギー庁が連携して検討することとされた。
- 本会合において、その詳細設計についてご議論をいただきたい。

構築小委における議論

- 資源エネルギー庁の審議会においては、レベニューキャップ制度の詳細については、専門的な料金審査に係る内容を多く含むことから、電力・ガス取引監視等委員会の場で検討を進めていくこととされた。

2020年7月20日
第5回持続可能な電力システム構築
小委員会資料1

1. 強靱な電力ネットワークの形成 (2) 託送料金制度改革 (レベニューキャップ制度)

今後の進め方

- レベニューキャップ制度の詳細については、専門的な料金審査に係る内容も多く含まれてくることから、以下のとおり、電力・ガス取引監視等委員会と連携しつつ、詳細検討を行っていくこととしてはどうか。
- その上で、今後、電力・ガス取引監視等委員会における議論の状況は、本小委員会の場でも御報告いただきつつ、本小委員会で議論すべき論点が出てきた場合には、その都度、御議論いただくこととしてはどうか。

【構築小委】

- ・制度の基本設計に係る事項
- ・電線地中化、災害対応、広域系統整備計画、デジタル化など、必要な投資確保に係る事項
(必要に応じて各論についても議論)

【電力・ガス取引監視等委員会】

- ・レベニューキャップ及び託送料金の運用・審査及び投資確保等に係る事項

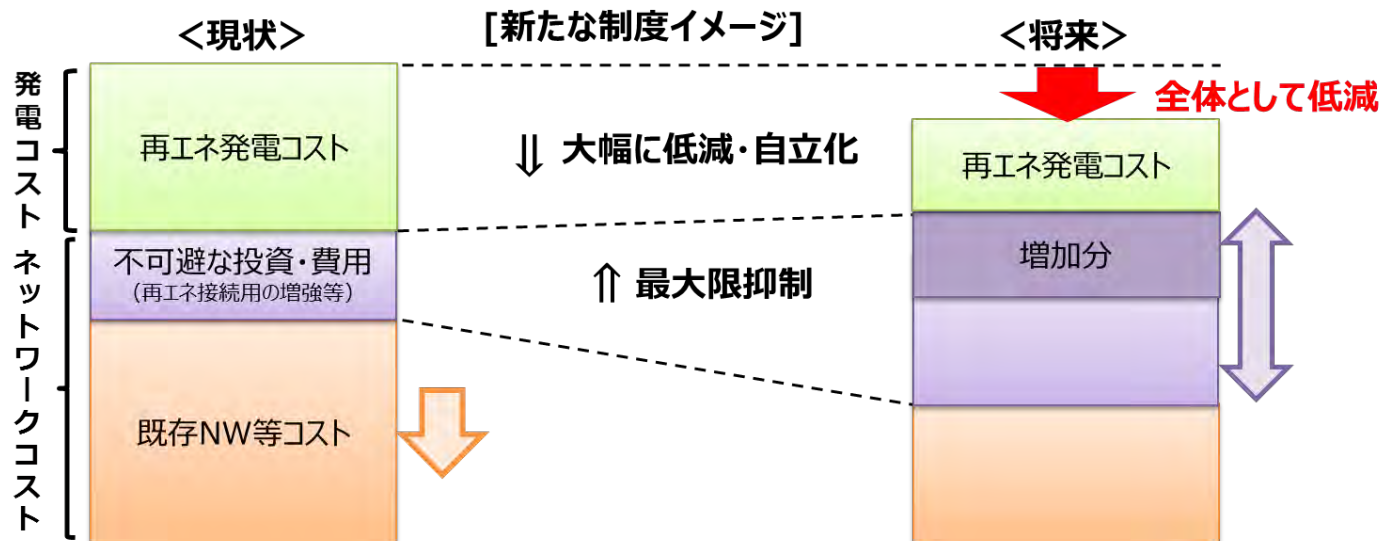
託送料金制度改革の狙い

- 今回の託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）の狙いは、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図るものである。

2019年8月26日
第30回総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 資料

託送料金制度改革、レジリエンス・災害対応強化

- 再生可能エネルギーの主力電源化やレジリエンス強化等に対応するため、欧州型のインセンティブ規制のような「必要なネットワーク投資の確保」と「国民負担抑制」を両立する託送制度改革を目指す。
- その際、レジリエンスの観点から特に災害復旧の費用回収については、災害復旧を更に迅速・確実にするための措置を検討。

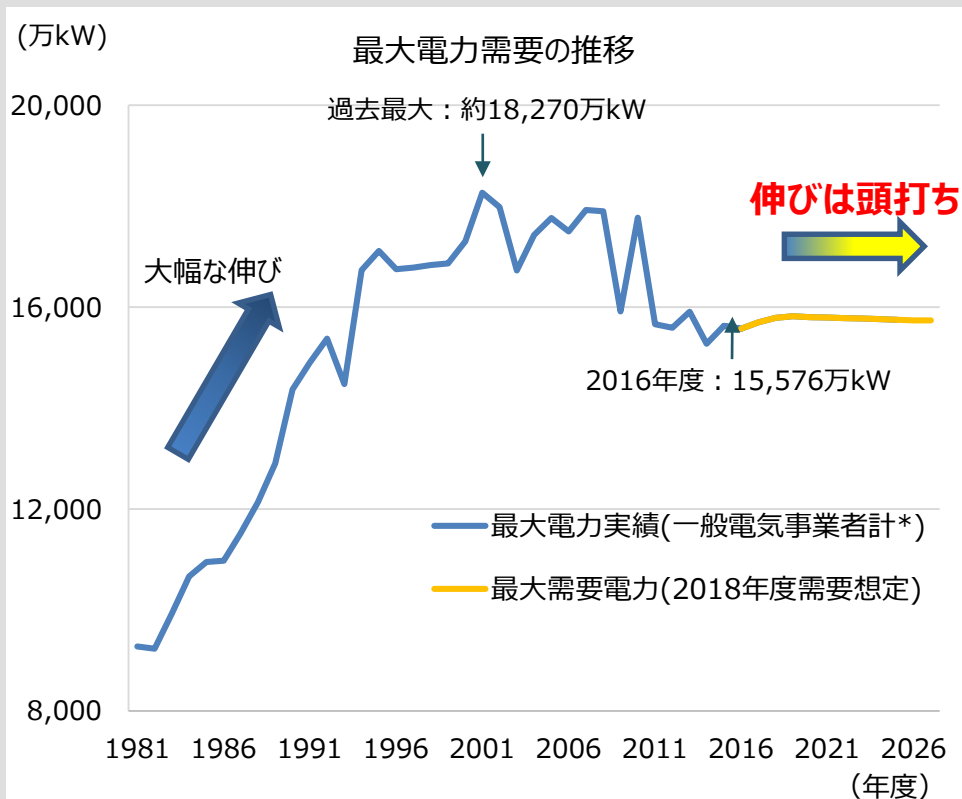


(参考) 一般送配電事業者を取り巻く環境変化①

- 2030年時点の電力需要は、人口減少や省エネルギーの進展等により、2013年度とほぼ同レベルと見込まれている。
- こうした中で、再生電源の導入拡大に対応するため送配電網の増強が必要となっており、これが新たなコスト増要因となっている。

系統電力需要の減少

大震災前後から、需要は減少傾向



(出典) 電力広域的運営推進機関「広域系統長期方針」等より作成

接続容量の急増

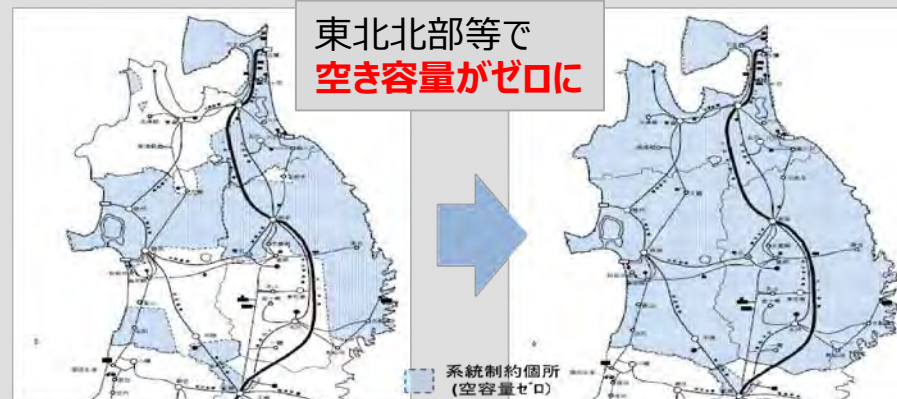


図1 平成28年4月28日付公表

図2 平成28年5月31日付公表

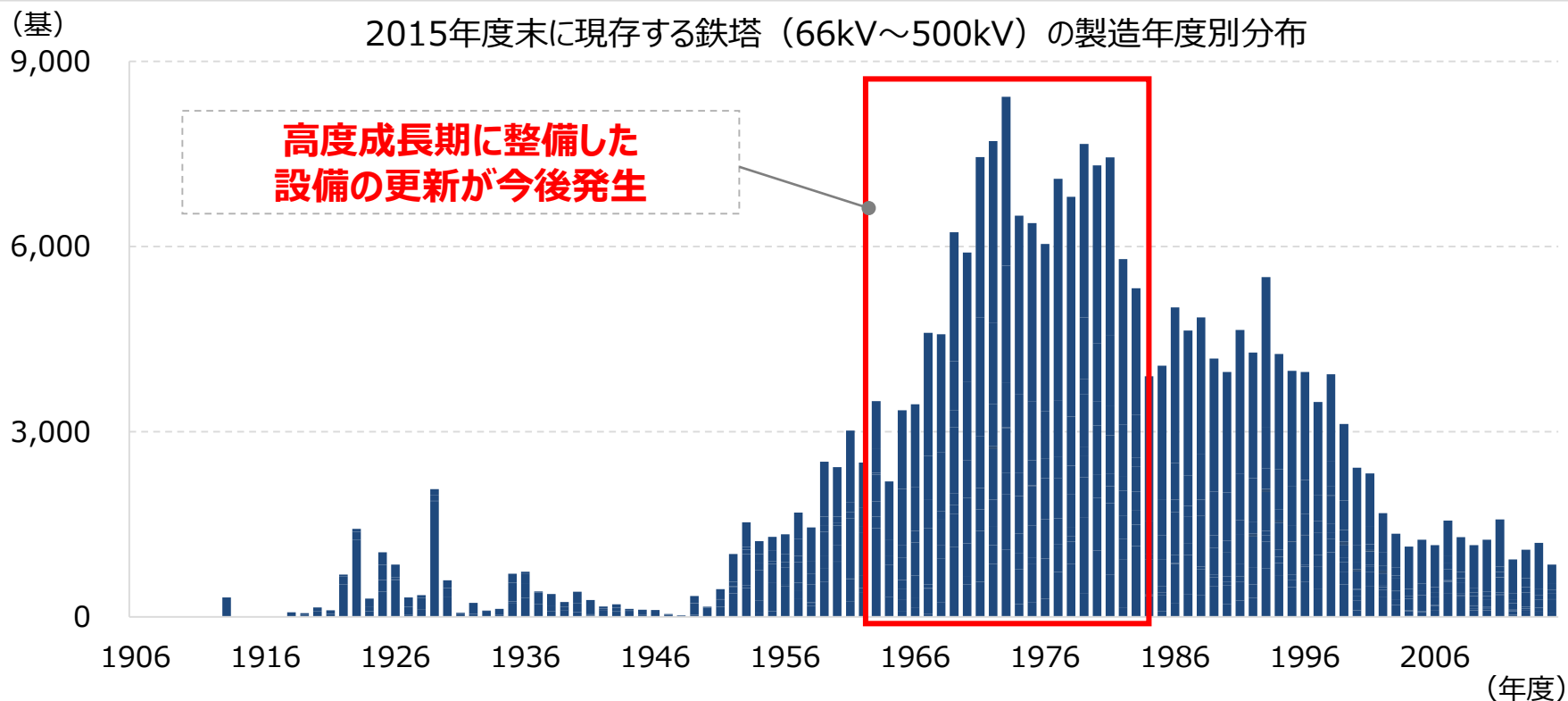
<2030年における再生可能エネルギー電源の導入見込み量>

| 種別 | 設備容量 (万kW) | | C:現状からの増加率 |
|---------------|----------------------|--------------|---------------|
| | A:2030年断面 | B:現状 | |
| 地熱 | 約140~約155 | 52 | 170~200% |
| 水力 | 4,847~4,931 | 4,650 | 4~6% |
| バイオマス | 602~728 | 252 | 140~190% |
| 風力(陸上) | 918 | 約270 | 240% |
| 風力(洋上) | 82 | | - |
| 太陽光(住宅) | 約900 | 約760 | 20% |
| 太陽光(非住宅) | 約5,500 | 約1,340 | 310% |
| 再生エネ合計 | 12,989~13,214 | 7,324 | 77~80% |

(出典) 東北電力Webサイト、資源エネルギー庁「長期エネルギー需給見通し」より作成

- 加えて、今後、高度経済成長期に整備した送配電設備の更新に多額の資金が必要になると見込まれている。
- こうした事業環境の変化に対応するためにも、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制しつつ、再エネ拡大や安定供給に向け、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

送配電網の設備更新投資



1. 強靱な電力ネットワークの形成 (2) 託送料金制度改革 (レベニューキャップ制度)

(参考) レベニューキャップ制度の詳細制度設計に係る主な論点

- 今後、主に以下のような論点について詳細設計を行っていく必要があると考えられる。
- 今後の検討に当たり、下記の論点に加えて更に検討を行うべき論点や、検討に当たって留意すべき事項があるか。

【全体】

- 論点①：事前準備時、規制期間中、次期規制期間に向けた、申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方**
(電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。)
- 論点②：各論検討に向けた基本的考え方 (規制期間の設定、アウトプットの設定など)**

【各論】

| | 事前準備時 | 第一次規制期間 | 第二次規制期間… |
|-----|---|--|--|
| 国 | <p>論点③：レベニューキャップの審査方法 (指針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本全体の電力システムの費用対便益を基本としたアウトプットの詳細設計 ・必要な投資確保の考え方 (広域系統整備計画、設備更新計画 (アセットマネジメント) 等との関係を含む。) ・効率化促進の考え方 ・レベニューキャップ審査要領 等 <p>論点④：託送料金の算定・審査方法 (算定規則・審査要領)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベニューキャップに応じた託送料金算定方法、審査要領 等 | <p>論点⑤：レベニューキャップの変更 (変分承認) の考え方</p> <p>論点⑥：託送料金の変更の考え方</p> <p>論点⑦：期中の監視及びモニタリングの在り方</p> | <p>論点⑧：前期の成果の利用者還元・次期レベニューキャップへの反映方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期の必要投資の成果の確認や効率化努力の利用者還元及び事業者インセンティブ確保 |
| 事業者 | <p>論点⑨：各時点における事業者の申請・報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベニューキャップ及び託送料金申請時に提出すべきデータ、計画内容等 (次期規制期間に向けた前期の成果に係るデータ等を含む。) ・監視及びモニタリングに必要なデータ | | |

(参考) 各論点の詳細及び留意事項 (1 / 2)

| 論点 | 詳細及び留意事項 |
|-----------------------------|--|
| 論点①：申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方 | レベニューキャップ制度を円滑に開始するため、制度の開始時期や、制度開始に向けた電力・ガス取引監視等委員会における審議を含む詳細制度の検討スケジュール、承認・認可の透明性を高める観点から <u>消費者庁の関与等</u> について整理する必要がある。 |
| 論点②：各論検討に向けた基本的考え方 | 「必要な投資確保の仕組み」と「コスト効率化を促す仕組み」を両立した託送料金制度改革を 実行する上で、レベニューキャップ制度の詳細設計の骨格（ <u>アウトプットの設定</u> 、 <u>規制期間の設定</u> など）について検討することが必要。 |
| 論点③：レベニューキャップの審査方法（指針） | レベニューキャップの審査のための、 <u>指針</u> （審査要領含む）（告示）や <u>算定規則</u> （省令）を定める必要がある。これらは、託送料金制度改革の目的である、「日本全体の電力システムのより大きな便益につなげることを目的に、必要となる費用に照らして評価することを基本コンセプト」とし、これらの目的の達成等に資するものであるか留意して検討することが必要。 |
| 論点④：託送料金の算定・審査方法（算定規則・審査要領） | <u>託送料金の算定・審査方法</u> （算定規則（省令）や審査要領（訓令））について、レベニューキャップを前提とした算定・審査方法に改めることが必要。 |
| 論点⑤：レベニューキャップの変更（変分承認）の考え方 | レベニューキャップの規制期間中における <u>変更対象となる費用等</u> について、本小委員会中間取りまとめでは、以下の整理が行われているところ、引き続き詳細検討が必要。 「大規模な災害復旧や再生可能エネルギー電源の新規接続急増のための系統増強、 <u>税制等の制度変更対応</u> 、 <u>調達すべき調整力の量・価格の増減</u> 、 <u>想定需要と実績需要との大幅な乖離調整等</u> が考えられる（略）。また、当該設定期間内の収入上限に反映するか、次の設定期間の収入上限に反映するか、という点についても、収入上限の設定期間の長さ、費用の増減額の規模などを考慮することとし、詳細検討を進めるべきである。」 |
| 論点⑥：託送料金の変更の考え方 | レベニューキャップの変分承認に伴い <u>託送料金を変更する場合等</u> に、託送料金の変更が考えられるところ、その際の反映の考え方や、申請フロー等についての整理が必要。 |

| 論点 | 詳細及び留意事項 |
|--|--|
| 論点⑦：期中の監視及びモニタリングの在り方 | <p>現行の託送料金制度下においては、<u>超過利潤累積管理の考えのもと、毎年、公開の場において、超過利潤や、その累積額（託送原価と実績原価の乖離の状況）、効率化の実施状況を確認している。</u>レベニューキャップ制度では、事業者の効率化努力により利益が生じた場合、「<u>欧州の例に倣い、収入上限の範囲内で、一般送配電事業者が一定の利益を確保することを可能とする仕組み</u>」として<u>いることから、このような点を踏まえ、期中の監視及びモニタリングの在り方を見直すべきではないか。</u></p> |
| 論点⑧：前期の成果の利用者還元・次期レベニューキャップへの反映方法 | <p>第一次規制期間において設定したアウトプットの評価や、設備増強計画や設備更新計画等を確実に実施する観点から、<u>第一次規制期間から次期規制期間に繰り越された計画等の取扱いや、第一次規制期間の最終年度の取扱い（次期規制期間にむけた審査に盛り込むことが困難な内容のレベニューキャップ等への反映）の考え方や、申請フロー等についての整理が必要ではないか。</u></p> <p>また、事業者の効率化分についての利用者還元及び事業者インセンティブ確保（<u>消費者へのプロフィットシェア</u>）の考え方の整理が必要ではないか。</p> |
| 論点⑨：各時点における事業者の申請・報告内容 | <p>レベニューキャップの審査に当たっては、<u>設備更新計画と設備増強計画の提出を求めることとしており、本小委の中間取りまとめでは、以下の整理が行われているところ、これらの実現に当たって、事業者から、各時点で申請・報告を求める内容の整理が必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>送配電設備について長期的視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）及びそれに基づく計画的な設備更新を求めることが必要</u>」 ・「<u>設備増強計画や設備更新計画等に必要投資を盛り込むとともに、それをコスト効率化と両立させながら確実に実施することが必要</u>」 ・「<u>一層のコスト効率化を促していく審査の仕組みについては、事業者の効率的な取組、海外の事例なども参考に、①事業費用を、供給地点数、送電線・配電線の設営距離(km)、供給面積(km²)等に着目した単位当たりコストを算定し、②需要密度などの事業実態なども考慮しつつ、各事業者の単位当たりコストを比較し、効率化が遅れている事業者の効率化を促すとともに、③将来的な効率化については、統計的に算出した生産性向上見込み率を用いた査定を行うことを基本として、一般送配電事業者自らによる効率性向上の取組を促す仕組みを検討していくべき</u>」 |

1. 託送料金制度改革の論点

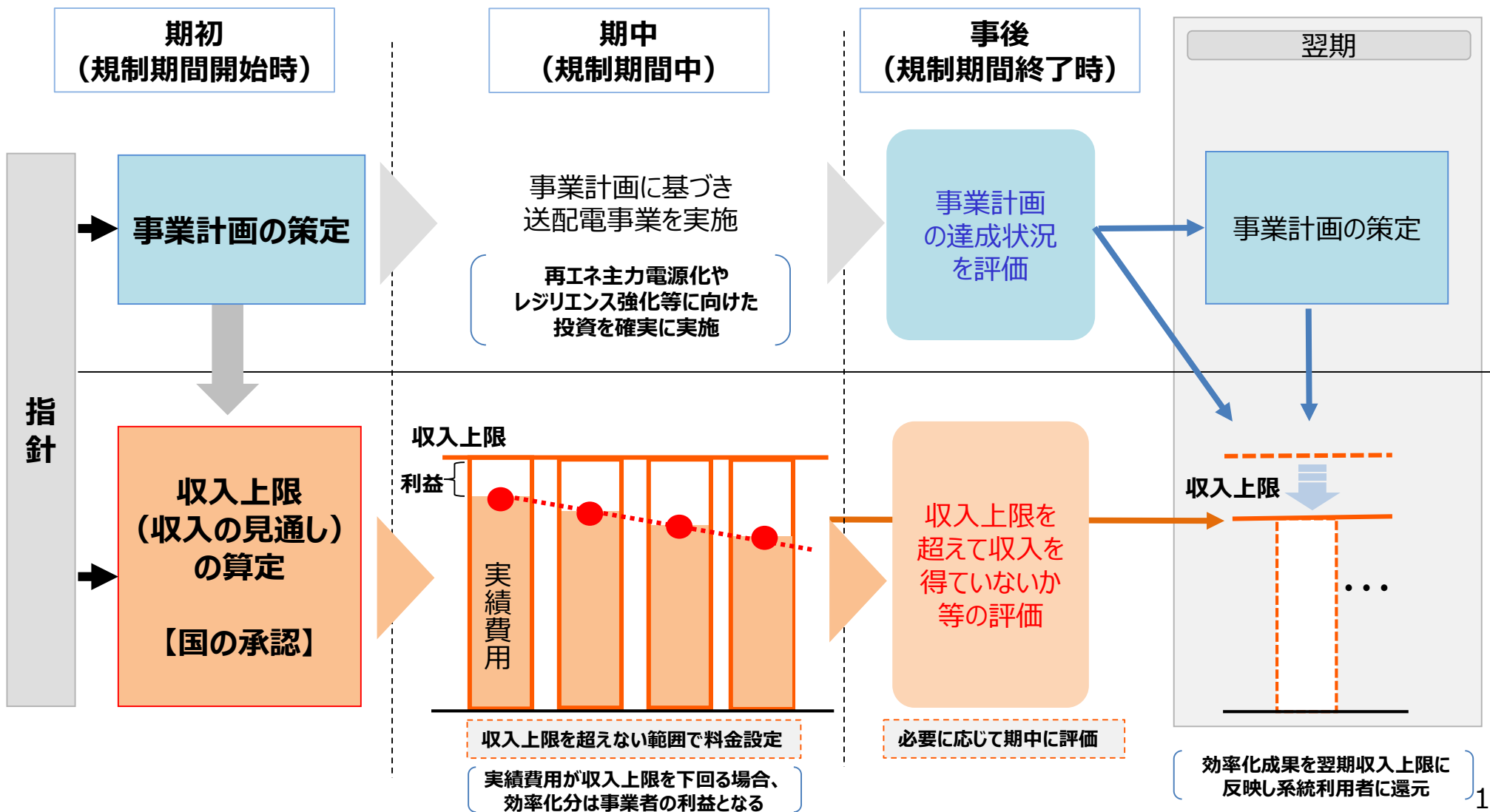
- ①新しい託送料金制度の全体像
- ②規制期間開始時（期初）の主な論点
- ③規制期間中（期中）、規制期間終了時（事後）の主な論点

2. 今後のスケジュール

3. 参考

新しい託送料金制度の全体像

- 新しい託送料金制度では、一般送配電事業者が、一定期間ごとに収入上限について承認を受け、その範囲で柔軟に料金を設定できることとされている。本制度が、一般送配電事業者が、送配電費用を最大限抑制しつつ、必要な投資を確実に実施する仕組みとなるようその詳細を設計していく必要がある。



1. 託送料金制度改革の論点

- ①新しい託送料金制度の全体像
- ②規制期間開始時（期初）の主な論点
- ③規制期間中（期中）、規制期間終了時（事後）の主な論点

2. 今後のスケジュール

3. 参考

規制期間開始時（期初）におけるプロセス

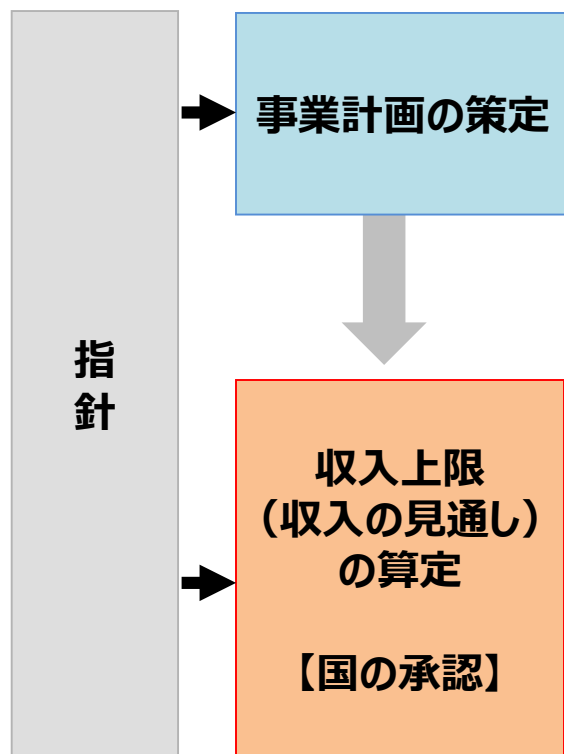
- 改正電気事業法においては、国が指針を定め、それに基づき一般送配電事業者が事業計画を策定し、それに必要な収入を算定し、経済産業大臣の承認を受けることとされている。

【参考】改正電気事業法-該当条文-

（託送供給等に係る収入の見通し）

第十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（次項、次条第一項及び第十八条において「託送供給等」という。）の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下この条から第十八条までにおいて「収入の見通し」という。）を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者による収入の見通しの適確な算定に資するため、託送供給等の業務に係る適正な原価及び物価その他の社会的経済的事情を勘案し、必要な指針を定め、これを公表するものとする。
- 3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る収入の見通しが前項の指針に照らして適切なものであると認めるときは、その承認をするものとする。



論点 1. 指針に記載する内容

- 一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定や収入上限の算定を行うこととなる。
- 再エネ主力電源化やレジリエンス強化等に対応するため、一般送配電事業者が送配電設備の確実な増強と更新を実施すると同時に、コスト効率化に取り組むよう、以下のような内容を指針に記載してはどうか。

● 指針の主な記載内容（例）

一般送配電事業者が、一定期間に達成すべき目標

…論点 2

一般送配電事業者が、一定期間に上述の目標を達成するために必要となる事業計画（設備拡充、設備保全、効率化等）を策定すること

…論点 3

一般送配電事業者による収入上限の算定方法

…論点 4

論点 2. 一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標

- 一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定や収入上限の算定を行うこととなる。
- 指針には、一般送配電事業者が実現すべき目標として、安定供給、広域化、再エネ導入拡大、系統利用者へのサービス品質等の目標を明確にすることとしてはどうか。その際、国の審議会で議論された内容や、マスタープラン等の内容を確実に盛り込むことにすべきではないか。

一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標を指針に記載

エネルギー基本計画、マスタープラン、国の審議会で議論された内容等と整合的になるように、国が成果目標、行動目標を設定する

(指針に記載する目標例)

- 安定供給（停電回数、停電時間 等）
- 広域化（仕様統一化、災害時の連携 等）
- 再エネ導入拡大（既存NWの送電容量拡大、発電量予測精度の向上 等）
- 系統利用者へのサービス品質（正確な料金算定 等）

成果目標、行動目標

論点3. 一般送配電事業者が策定すべき事業計画の内容

- 一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定や収入上限の算定を行うこととなる。
- その事業計画では着実な投資の実施に向けて、一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標を明確にするとともに、以下の内容を盛り込むことにすべきではないか。また、効率化の取り組みについても同様に、目標を明確にすべきではないか。

● 一般送配電事業者が策定すべき事業計画の内容

成果目標、行動目標

一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標（安定供給、広域化、再エネ導入拡大、系統利用者へのサービス品質等の目標）

前提計画

発電、需要見込みや再エネ連系量予測 等

設備拡充計画

新設工事や増強工事の方針、投資数量と金額

設備保全計画

アセットマネジメント等の手法に基づく更新投資、修繕の方針、投資数量と金額

効率化計画

仕様統一化や競争発注等を通じた効率化取組施策

論点4. 一般送配電事業者における収入上限の算定方法

- 一般送配電事業者は、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の実施に必要な費用をもとに収入上限を算定し、国に提出する。
- 収入上限の算定方法については次回以降、議論することとしたい。

事業計画の実施に必要な費用を見積もり（イメージ）



(参考) 外生的な費用 (制御不能費用) の調整

- 収入上限は、期初に設定し原則として変更しないものと考えられるが、一般送配電事業者の努力によらない外生的な費用変動については、期中または翌期に収入上限に反映する等の仕組みを導入する。
- 外生的な費用変動を期中または翌期に反映する場合は、どのように審査し、どのように承認するのか、その詳細は、今後、ご議論いただくこととしたい。

<外生的な費用変動の取扱い (イメージ) >

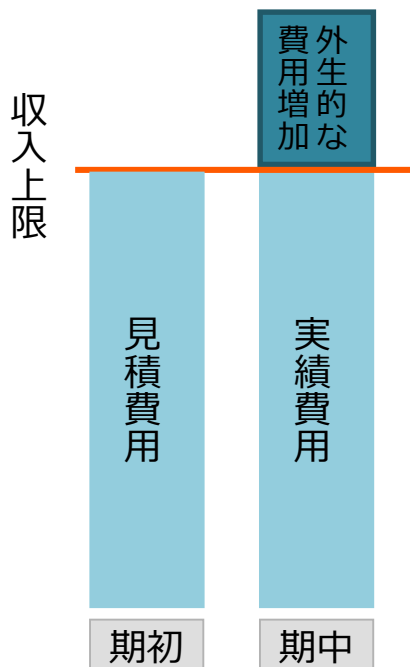
外生的な費用減少が発生した場合

収入上限



外生的な費用増加が発生した場合

収入上限



今後の論点 (例)

- 外生的な費用 (制御不能費用) の基本的な考え方
- 期中または翌期に収入の調整を認める対象
- 期中または翌期に収入の調整を認める条件
- 期中調整又は翌期調整の申請フロー、審査プロセス等

一般送配電事業者は変動分を申請可 (期中調整または翌期調整)

1. 託送料金制度改革の論点

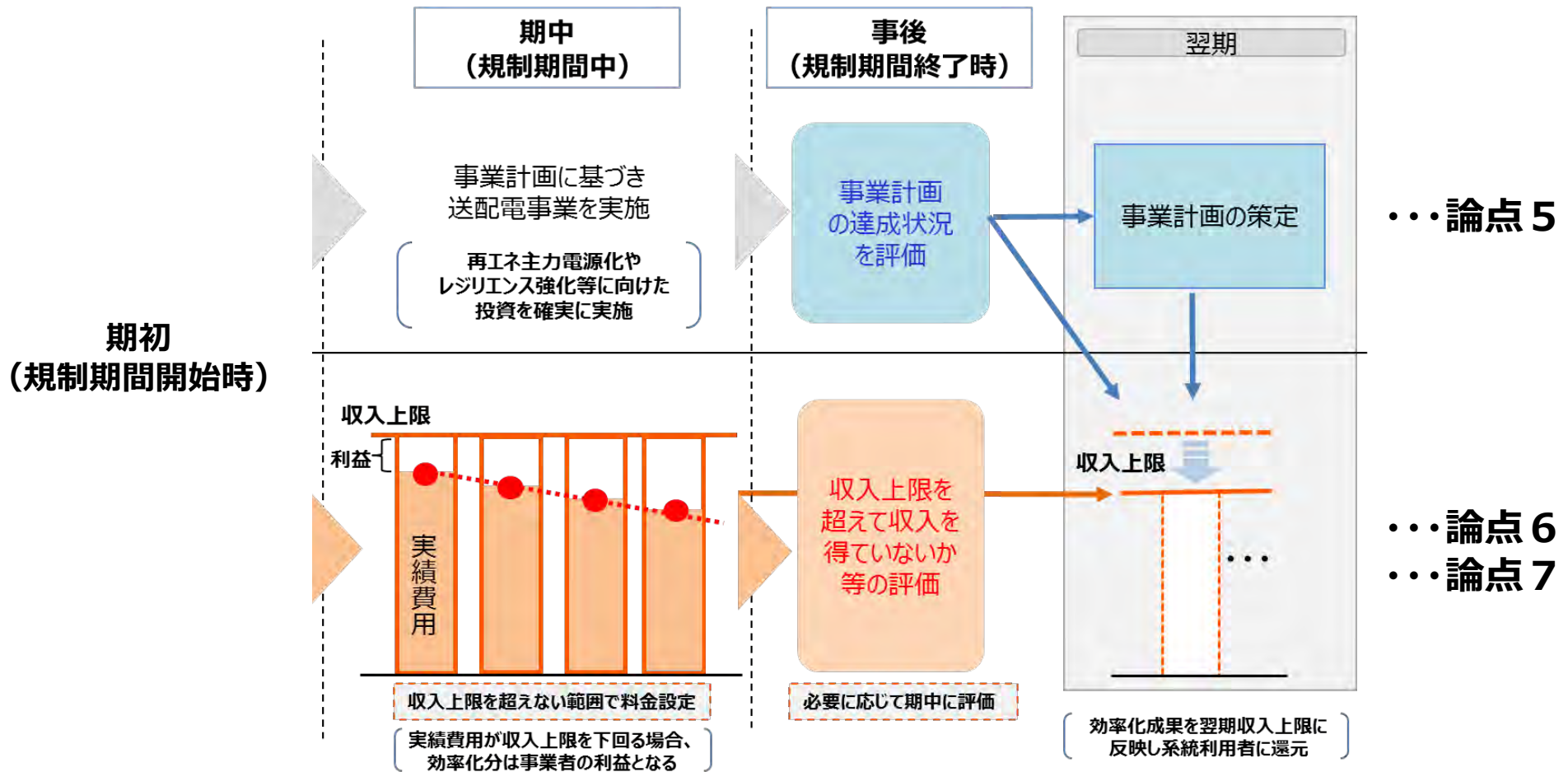
- ①新しい託送料金制度の全体像
- ②規制期間開始時（期初）の主な論点
- ③規制期間中（期中）、規制期間終了時（事後）の主な論点

2. 今後のスケジュール

3. 参考

規制期間中（期中）や規制期間終了時（事後）におけるプロセス

- 再エネ主力電源化やレジリエンス強化等に対応するためには、一般送配電事業者が事業計画に記載した内容を確実に達成するための仕組みが重要。
- こうしたことから、期中または事後にその達成状況を評価し、期中または翌期の収入上限に反映させる仕組みが必要ではないか。
- その他、収入上限と実績収入の乖離の取扱い、利益（損失）の取扱いについて、検討が必要。



【参考】改正電気事業法—該当条文—

(託送供給等に係る収入の見通し)

第十七条の二

1～3 (略)

4 一般送配電事業者は、第一項の経済産業省令で定める期間中において、同項の承認を受けた収入の見通しを変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

5 経済産業大臣は、前項の変更の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る収入の見通しが次に掲げる基準に適合するものと認めるときは、その承認をするものとする。

一 変更の目的が次のいずれかに該当するものであること。

イ 需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するためのものであること。

ロ 他の法律の規定により支払うべき費用の額の変動に対応する場合（当該費用の額の増加に対応する場合にあつては、一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合に該当するものであること。

二 変更の内容が第二項の指針に照らして適切なものであること。

6 一般送配電事業者は、第一項の承認若しくは第四項の変更の承認を受け、又は次条第三項の規定による変更の通知を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その収入の見通しを公表しなければならない。

(託送供給等約款)

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

2 略

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。

二～六 (略)

4～12 (略)

(参考) 規制期間の考え方

- 新しい託送料金制度では、国が規制期間を定め、その期間ごとに一般送配電事業者が事業計画を策定し、それに必要な収入を算定し、経済産業大臣の承認を受けることとされている。
- 規制期間については、その長短によって以下のようなメリットが考えられるが、詳細については、今後、資源エネルギー庁の審議会において議論される予定。

規制期間を長く設定

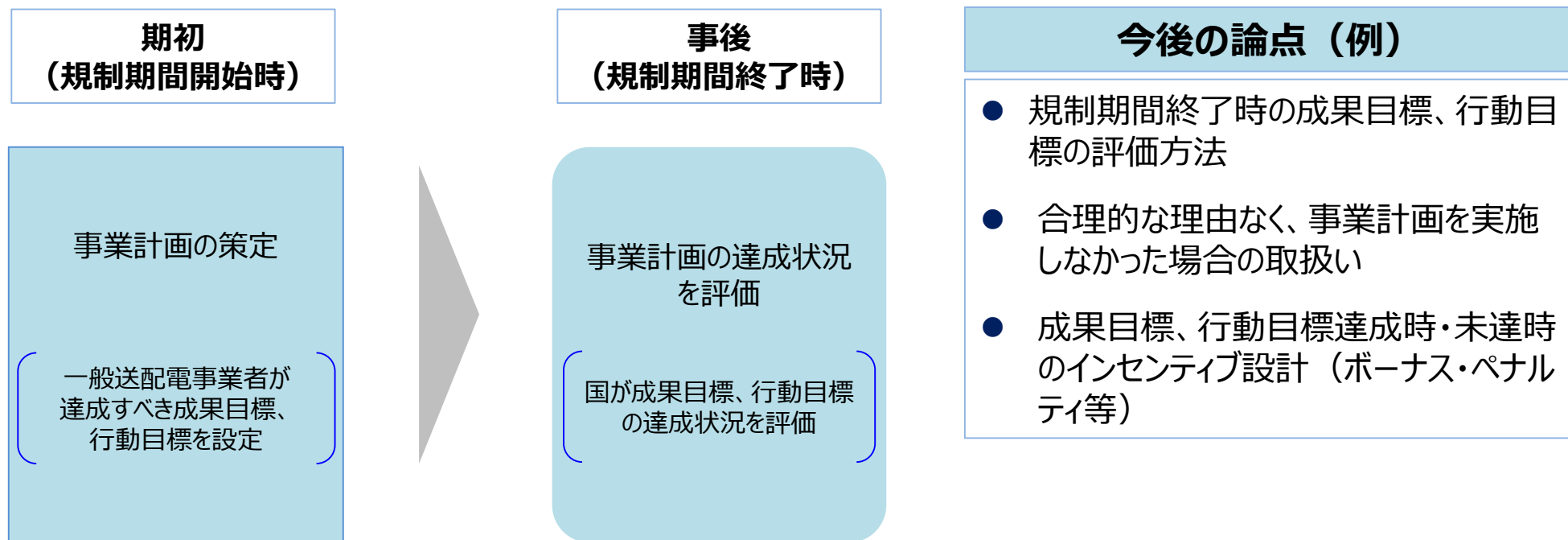
- 一般送配電事業者に、中長期的な目標達成に向けて必要となる中長期的な投資を促しやすくなる
- 一般送配電事業者に中長期的観点からの効率化インセンティブがより強く働く
- 一般送配電事業者による事業計画の策定や必要な収入の算定、国による承認といった規制コストの削減が可能

規制期間を短く設定

- 一般送配電事業者が策定する事業計画や算定する収入上限の確度が高まる
- 一般送配電事業者が策定する事業計画や算定する収入上限について、定期洗替によって外生的要因をより機動的に反映することが可能

論点5. 成果目標、行動目標の達成状況に対する評価の取扱い

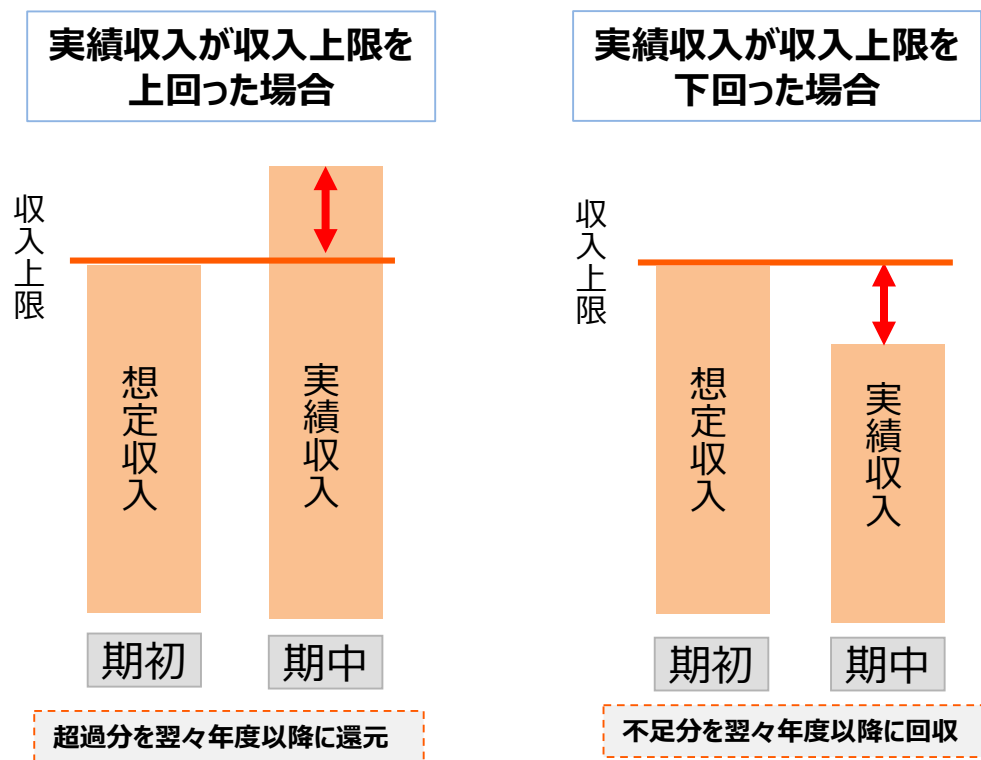
- 一般送配電事業者が必要な投資等を確実に実施するために、事後的に事業計画や成果目標、行動目標の達成状況を確認し、その結果に応じて収入上限に反映する仕組みが有効ではないか。
- 事業計画に記載された成果目標（安定供給等）等の達成状況に応じて、金銭的なボーナス・ペナルティを与えることも一案だが、どのように考えるか。
- なお、事業計画の具体的なフォローアップの方法、事業計画の実施状況に応じたボーナス・ペナルティ等の具体的な考え方等は、本日の議論を踏まえ、今後、詳細をご議論いただくこととしたい。



論点 6. 実績収入が期初に承認された収入上限と乖離した場合の取扱い

- 新たな託送料金制度においては、収入上限を超えない範囲で一般送配電事業者が柔軟に料金を設定できることとされている。
- 料金を設定した上で、需要の変動等によって実績収入が収入上限を上回るケース、下回るケースがあるがどう扱うべきか。実績収入が収入上限を上回った場合、下回った場合、いずれも期中または翌期に調整することとしてはどうか。なお、具体的な仕組みについては次回以降、議論することとしたい。

<実績収入と収入上限の乖離の取扱い（イメージ）>



今後の論点（例）

- 実績収入が収入上限を上回った場合、どのように、どのタイミングで還元するか。
- 実績収入が収入上限を下回った場合、どのように、どのタイミングで回収するか。
- 前期規制期間で生じた乖離は、翌期に還元（回収）できるようにするか。また、どのように、どのタイミングで還元（回収）するか。

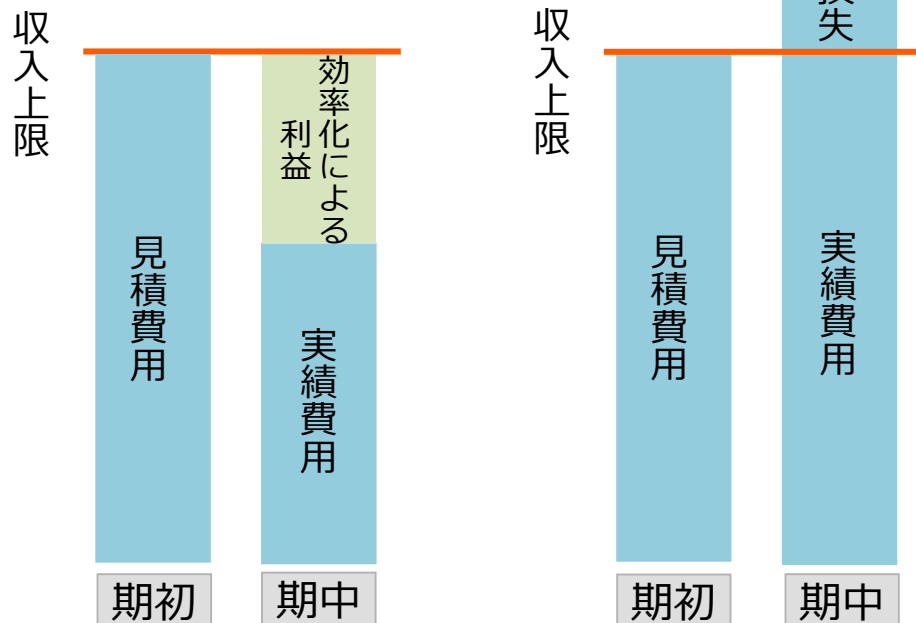
論点7. 利益（損失）の取扱い

- 一般送配電事業者がコスト効率化に取り組む制度とするために、効率化インセンティブの観点が重要。
- このインセンティブとして、実績費用が期初に見積もった費用を下回った場合（上回った場合）、それを一般送配電事業者の利益（損失）として認めるかわりに、期中または翌期の収入上限に反映させることとしてはどうか。なお、具体的な仕組みについては次回以降、議論することとしたい。

<利益（損失）の取扱い（イメージ）>

実績費用が収入上限を
下回った場合

実績費用が収入上限を
上回った場合



実績費用と収入上限の乖離は、事業者の利益（損失）

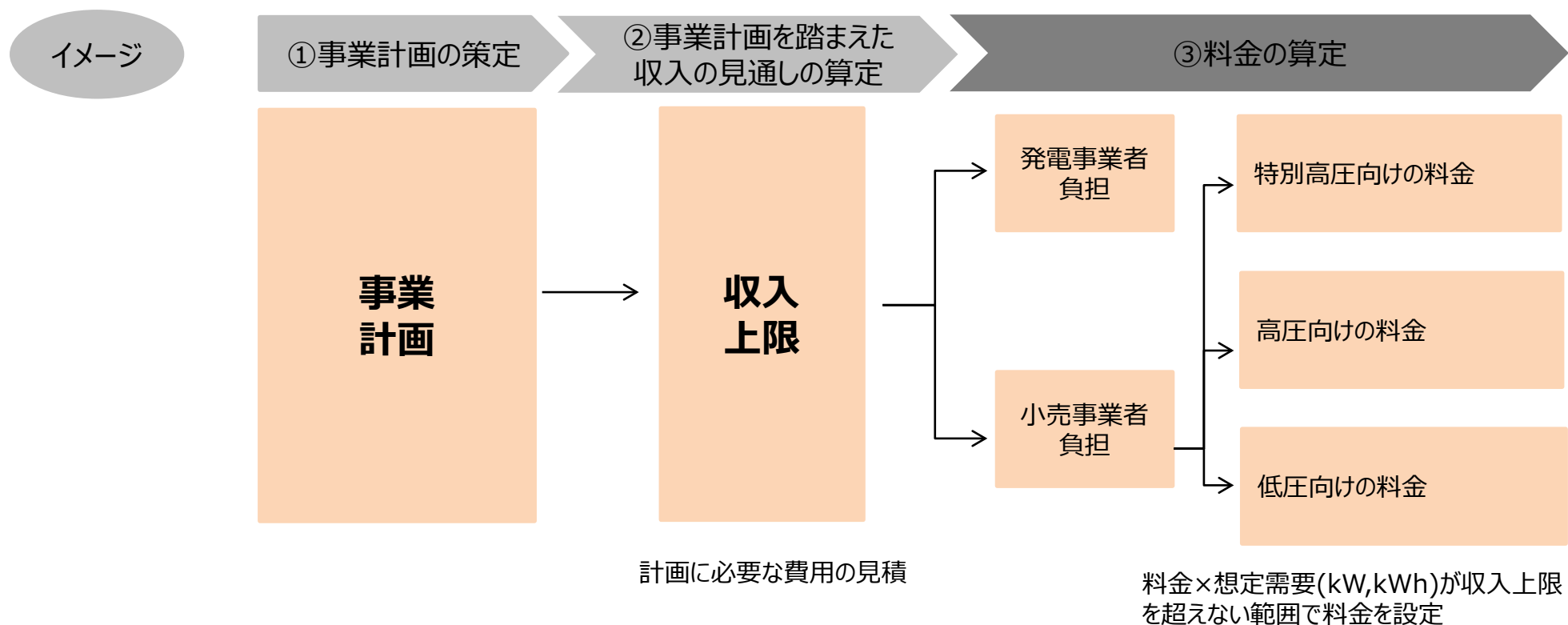
翌期の収入上限は前期の効率化分を反映（前期の効率化分をどのように反映するのが妥当か、は今後の検討事項）

今後の論点（例）

- 定期洗替時に、前期の利益分（損失分）はどのように取り扱うか。
- 規制期間中は収入上限と実績費用の乖離を利益（損失）と扱うことが基本だが、様々な要因で大幅な乖離が発生する可能性を踏まえ、プロフィットシェア（ロスシェア）する必要はあるか。
- プロフィットシェア（ロスシェア）するとした場合、系統利用者に配分する利益（損失）は、どのようにシェアすることが妥当か。

論点 8. 料金算定に係るルール

- 新たな託送料金制度では、一般送配電事業者は、収入上限を超えないように料金を柔軟に設定できるとされている。
- 一般送配電事業者による料金の設定について、発電・小売間の配賦方法、電圧別の配賦方法、基本料金率の設定等、国が一定の考え方を示すことも考えられるが、どうあるべきか。



(注) 発電側基本料金の詳細設計については、引き続き検討を行っていく予定

1. 託送料金制度改革の論点

2. 今後のスケジュール

3. 参考

今後のスケジュール

- 託送料金制度改革の詳細設計に当たっては、2023年度の新料金移行に向けて、以下のスケジュールで検討を進めることとしたい。
- また、専門性の高い制度設計の詳細を検討する際には、別途、料金制度ワーキンググループを立ち上げて、ご議論いただくことも検討。

【スケジュール（イメージ）】

